

(仮称)三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画

～ 素 案 ～

令和6年 月

三 次 市
三次市教育委員会

目 次

I. 策定の趣旨	1
II. 現状と課題	2
1 社会情勢の変化 -----	2
III. 計画策定の内容	5
1 計画の位置付け-----	5
2 計画の構成と他の計画等との理念の共有-----	5
3 計画期間 -----	6
4 計画の進め方と進捗管理 -----	6
IV. 教育大綱	7
1 基本理念-----	7
2 基本方針 -----	7
V. 三次市教育推進基本計画	8
1 スローガン -----	8
2 施策の方向性 -----	8
3 施策の体系 -----	9
4 基本施策 -----	10
■参考資料	
1 計画の策定経緯 -----	
2 三次市教育振興計画策定懇話会 委員名簿 -----	
3 三次市教育振興計画策定懇話会設置要綱 -----	

I. 策定の趣旨

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが義務付けられました。

これを受け、三次市では、平成27年度に三次市教育大綱を策定し、教育はひとづくりであり、まちづくりの基盤であるとして、豊かな自然や歴史・伝統・文化を活かしながら、教育委員会と一体となり、三次市の教育の充実に取り組んできました。

また、三次市教育委員会では、三次市教育ビジョン（第1次：平成24年度～令和3年度、第2次：令和4年度～令和13年度）を策定し、三次市総合計画、三次市教育大綱等をふまえて、次代を担うひとづくりやまちづくりにつながる様々な教育施策を推進してきました。

教育振興基本計画の策定は、教育基本法第17条第2項において、努力義務とされていますが、人口減少・少子高齢化の一層の進行や科学技術の飛躍的な進歩、新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会状況が大きく変化する現在、本市の教育を取り巻く環境も大きく変化し、新たな教育課題への対応が求められています。

このような中で、主体的、創造的に持続可能な三次を実現するひとづくりを着実に進めていくために、本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、三次市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定します。

（教育基本法）抜粋

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）抜粋

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

Ⅱ. 現状と課題

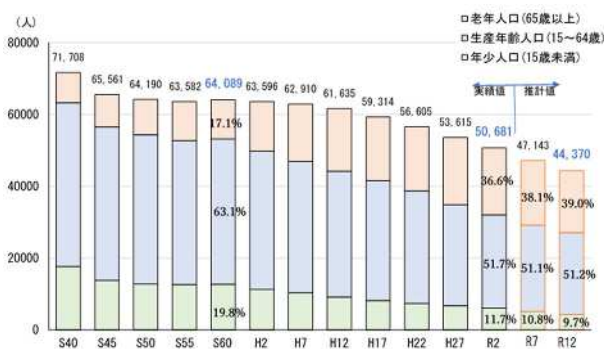
1 社会情勢の変化

(1)人口減少・少子高齢化の進展

本市の人口(国勢調査)は、昭和 60 (1985) 年に 64,089 人になって以降人口減少が続き、令和 2 (2020) 年の人口は、50,681 人で約 2 割減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 (2023) 年 12 月に発表した将来推計人口によると、令和 12 (2030) 年の本市の人口は、44,370 人となり、人口減少のさらなる進展が想定されています。

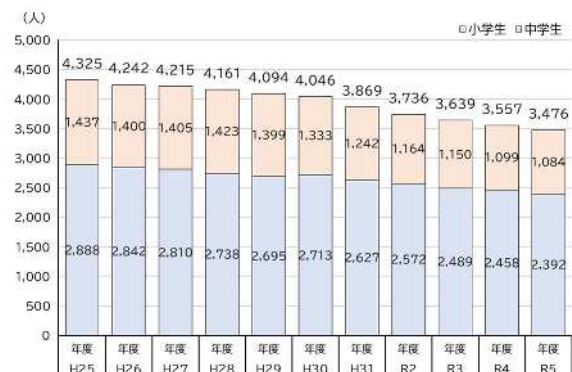
本市の児童生徒数の推移は、本市の人口と同様に減少がみられ、過去 10 年間で、約 2 割減少しています。将来推計人口を踏まえると、将来的にも人口の減少が見込まれます。このような状況の中で、児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から、学校のあり方について検討していく必要があります。

一方で、65 歳以上の高齢者人口は 横ばいから上昇傾向にあり、人生 100 年時代における生涯を通じた学びの環境の整備や、家庭も含めた世代間の連携・協調が重要となってきます。また、ライフステージの各段階で活躍しつづける人材を育成することも必要です。



図Ⅱ.1.1 人口の推移

資料) 国勢調査・社人研推計



図Ⅱ.1.2 児童生徒数の推移

資料) 三次市調査

(2)価値観の多様化と Well-being (ウェルビーイング) ※Ⅱ.1 の向上

新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢の不安定化、自然災害の多発など「予測困難な時代」であり、社会経済や市民の行動、意識、価値観など多方面に影響を与えています。一人ひとりのみならず、社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなどが一層強く求められていると言えます。

また、近年「モノ」から「心の豊かさ」へと価値観が変化してきたことにより、ウェルビーイングの考え方が重視される中で、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められています。コロナ禍でストレスや悩み

を抱える子どもたちが増加し、不登校の増加をはじめ心やコミュニケーションに影響を及ぼすなど、子どもたちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、子どもたち及び子どもたちに関わるすべての人のウェルビーイングの実現が必要です。

(3)超スマート社会^{※Ⅱ.2}の到来と対応

ビッグデータや人工知能（AI：Artificial Intelligence）等、日常生活を豊かにし、社会課題を解決する新たな技術や社会に変革をもたらす先端技術が次々と生み出されており、2030年頃にはこれら先端技術が一層進展し、社会や生活を変えていく超スマート社会（Society 5.0^{※Ⅱ.3}）の到来が予測されています。こうした社会の到来を見据え、ICTはもとより、情報活用能力をはぐくむとともに、情報モラル教育や社会の一員として自立し、社会課題の解決や新たな価値を創造する能力の育成が重要となります。また、データやデジタル技術を活用することで、学校教育の在り方や教職員の業務の変革を行うこと、DX（デジタル・トランスフォーメーション^{※Ⅱ.4}）が求められています。

(4)持続可能な社会の実現

地球規模の人類共通の課題に対応し持続可能な社会の実現のため、2015国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。教育分野においては、「質の高い教育をみんなに」（SDGs 目標4）を達成するため、すべての人々に包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することをめざすことが求められています。

また、令和2年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。本市においても市民・事業者・行政等が連携し、脱炭素・循環型社会の形成に向けた取組を推進していく必要があります。

持続可能な社会の創り手となることが期待されている子どもたちが、地球規模の課題について理解を深め、行動につなげる教育の充実を図ることが重要です。

(5)地域コミュニティとつながりの変化

人口減少・少子高齢化、人口流動、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、人と人とのつながりの希薄化や地域の伝統行事等の担い手の減少等の一方で、NPO法人をはじめとする目的型のコミュニティが出現するなど、地域コミュニティの状況も変容しています。様々な地域課題を「自分ごと」として捉え参画し、まちづくりに積極的にかかわるしくみづくりの重要性が一層増しています。

また、社会経済のグローバル化に伴い、外国語によるコミュニケーション能力やふるさと三次に誇りを持ち、多様な文化との相互交流や理解を深めるとともに、一人ひとりが尊重され、多様性が受容される多文化共生を進める知識、能力の育成が重要となります。

(6)公共施設の老朽化

全国的な傾向として、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等は、老朽化や耐震性不足に伴う改修・長寿命化・更新という大きな変革時期を迎えています。

本市においても同様で、令和3年の調査によると、本市の小中学校の校舎等は、68%が築30年以上の建物で老朽化が進んでいます。対応にあたっては、教育環境の確保とともに少子高齢化等の社会動向に応じた施設等の配置と量の適正化及び施設の魅力化を図る必要があります。

※Ⅱ.1 Well-being(ウェルビーイング)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※Ⅱ.2 超スマート社会

必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。

内閣府「第5期科学技術基本計画」より引用

※Ⅱ.3 Society 5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

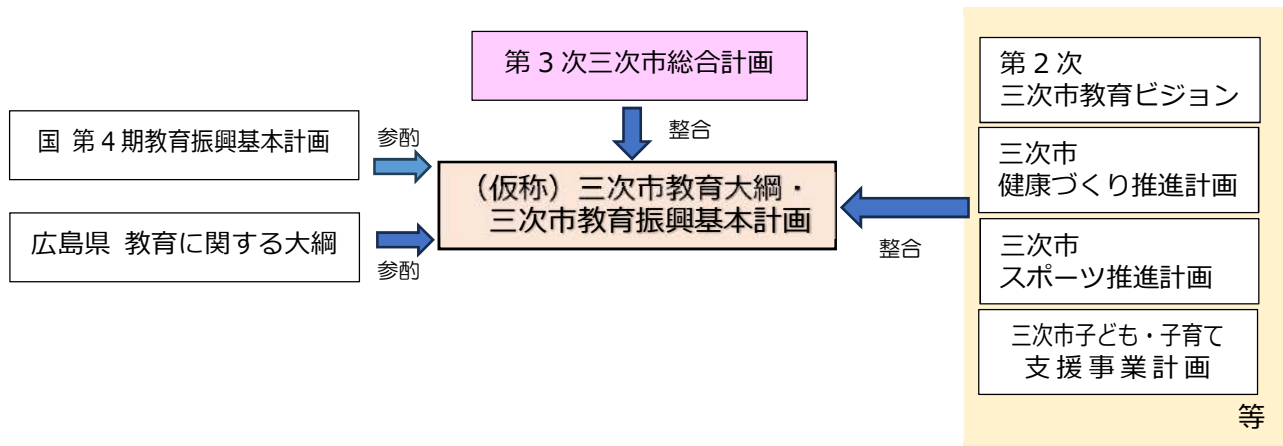
※Ⅱ.4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）

進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

Ⅲ. 計画策定の内容

1 計画の位置付け

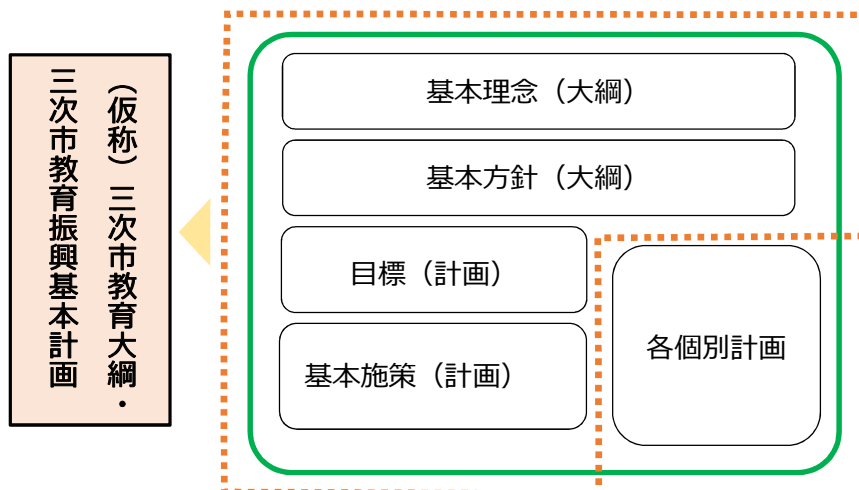
本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画として、国や県の計画を参酌しつつ、第3次三次市総合計画や、関連計画と整合性を図りながら、策定したものです。



2 計画の構成と他の計画等との理念の共有

本計画は、第3次三次市総合計画と整合を図るとともに、大綱に掲げる基本的な方針のうち、教育委員会が取り組む施策を、本計画の施策に位置づけます。

なお、その他の施策の具体化については各個別計画に委ねます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、三次市教育大綱と合わせ、令和6年度から令和10年度までの5か年間とします。

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
第3期教育振興基本計画(文科省)				第4期教育振興基本計画(文科省)								
広島県 教育に関する大綱		広島県 教育に関する大綱										
第2次三次市総合計画(改訂版)				第3次三次市総合計画								
第2次三次市教育大綱				(仮称) 三次市教育大綱・ 三次市教育振興基本計画								
三次市教育ビジョン		第2次三次市教育ビジョン										

※第2次三次市教育ビジョンは、令和4年度から10年間の計画として策定していますが、教育振興基本計画と一体化させます。

4 計画の進め方と進捗管理

子育て・教育・福祉・まちづくりなどに関係する部署はもとより、各種団体・企業・大学など、多様な主体との連携・協働を図りつつ、計画を推進します。また、計画の推進状況を適宜検証することとし、本市のホームページで公表します。

なお、計画の推進状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

IV. 教育大綱

1 基本理念

基本理念は、本市の教育に関する長期的なビジョンとして掲げるものです。

高い志をもち 夢や目標に向けて挑戦し 自立を図るとともに
多様な共創により 住み続けたいまち三次を実現する
心豊かで たくましい ひとづくり

2 基本方針

国の第4期教育振興基本計画、広島県の教育に関する大綱を参酌するとともに、第3次三次市総合計画における関係分野の政策・施策と同様とし、以下の3つとします。

基本方針1

子どもの未来応援

<目標>

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制の充実
- ・ 一人ひとりの育ちを大切にする環境づくり
- ・ 多様な子育て世帯への支援
- ・ 子どもが高い志をもち、夢や目標の実現に挑戦するために必要な力の育成
- ・ 多様な人々とながかり、次代を担う自覚が育つ学校づくり
- ・ 子どもの創造性を育む豊かな学びの環境づくり

基本方針2

豊かな心と生きがい

<目標>

- ・ 地域文化資源の積極的活用による芸術・文化の振興
- ・ 歴史・伝統・文化の継承と地域の誇りの醸成
- ・ 生涯を通じた学びの推進
- ・ 子どもたちがスポーツや文化活動に親しむ機会の創出
- ・ スポーツによる地域活性化の推進

基本方針3

多文化・共生

<目標>

- ・ 一人ひとりを尊重し合う共生社会の推進
- ・ 平和の継承と国際交流の推進

V. 三次市教育推進基本計画

1 スローガン

基本理念に基づき、「第2次三次市教育ビジョン」(令和4年3月)で掲げた「みよし結芽人 ～幸輝心～」を継承します。

ゆめびと こうきしん
みよし結芽人 ～幸輝心～

「みよし結芽人」は、これまで進めてきた「三次夢人」の育成の視点を踏まえつつ、10年後を見据えて、自分自身が芽のように伸び、自分の夢や思いを結び、達成させる存在であり、ひと・もの・こととつながり、三次市の新たな魅力や課題へ主体的に関わっていくひとという思いを込めています。

また、「幸輝心」は、「幸せに向かって輝く」姿として生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場で成長し、輝き続ける力をもったひとであることを意味します。学び続けるための「好奇心」を持ちつつ、幸せに向かって自らが成長し続ける意味も含めています。

「第2次三次市教育ビジョン」より

2 施策の方向性

基本理念に基づき、子どもを含めて市民一人ひとりが持続可能な社会の創り手となることをめざし、本市の関連政策と一体的な取組を進めるため、教育施策の基盤となる方向性を定めました。

(1) 自立

自らの意志を持ち、主体的に考えて行動・挑戦し、必要な助けがあれば、それを他者から受け取りながら、誰もが自分らしく生きることをめざします。

(2) 共創

課題の解決策がない中でも、他者と協働し、試行錯誤しながら納得解を見出したり、新たな価値を創造したりすることをめざします。

(3) Well-being (ウェルビーイング)

多様な個が「つながり」を広げながら、幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会全体が幸せや豊かさを感じられることをめざします。

(4) 情報発信

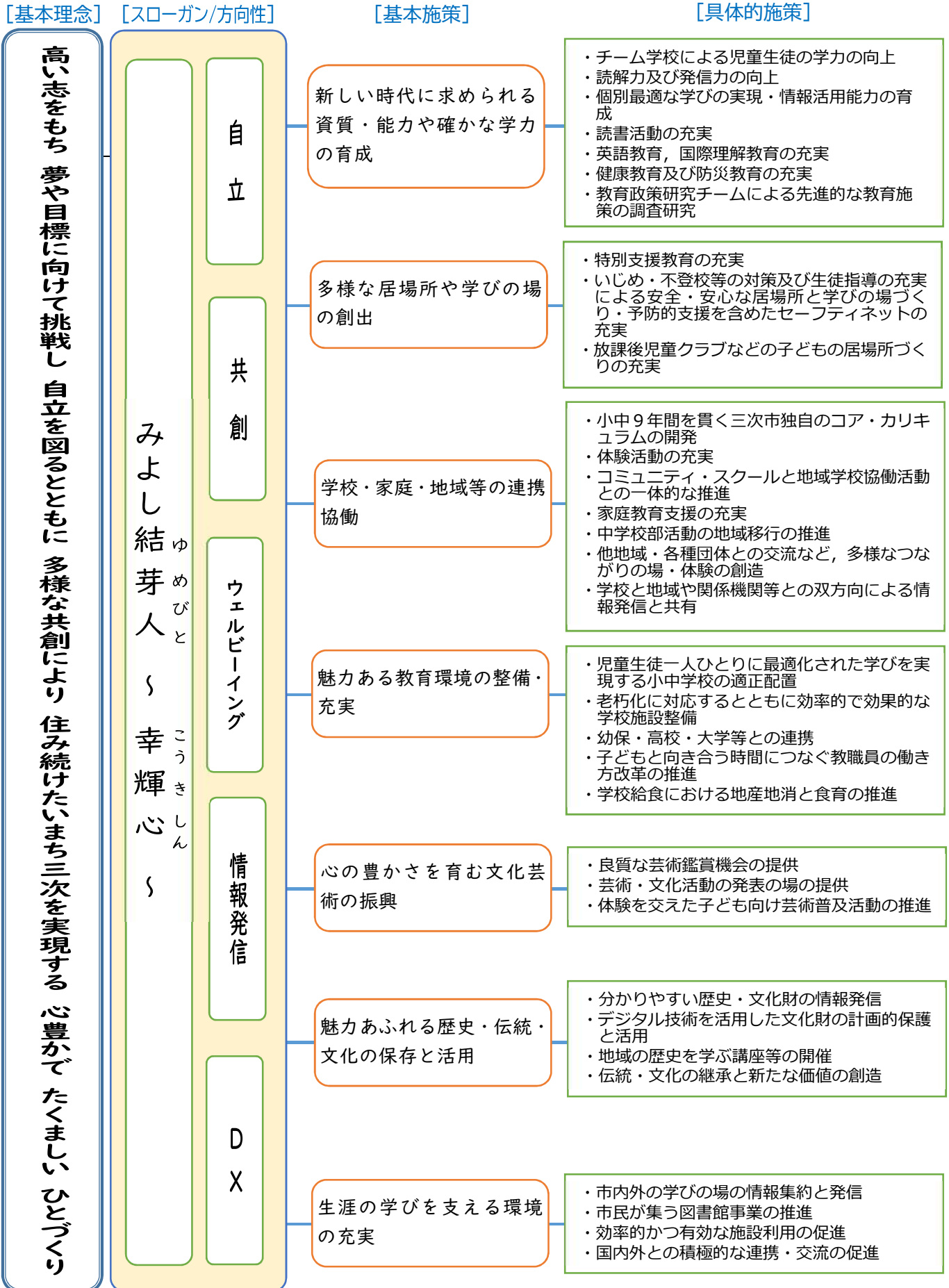
広くわかりやすい情報発信をすることで、様々な人とのコミュニケーションを深めるとともに、情報や支援の必要な人が求める情報にアクセスしやすくなることをめざします。

(5) DX (デジタル・トランスフォーメーション)

教育DXとして、学習のあり方や指導方法の改革を進めるとともに、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革をめざします。

また、歴史・伝統・文化への活用にもつなげていきます。

3 施策の体系



4 基本施策

(1)新しい時代に求められる資質・能力や確かな学力の育成

急激に変化する社会状況の中で、新しい時代に求められる資質・能力を育むとともに、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育成していくことが重要です。

本市においては、一人ひとりの児童生徒が自分の良さや可能性を認識し、他者と協働しながら、新たな価値を創造し、持続可能な社会の主人公となる資質・能力を育成することを大切にし、チーム学校による学力の向上に取り組みます。

勉強が苦手だと思っている子やさらに学力を高めたいと望んでいる子等、すべての子どもたちの力を伸ばすために、デジタル技術を効果的に活用するなど個別最適で効果的な学びの実現を推進します。

また、豊かな語学力や情報活用能力、読解力や発信力など、時代の変化に対応できる資質・能力を高めるため、先進的な教育施策の調査研究を行う教育政策研究チームを立ち上げて取組を推進していきます。

<具体的施策>

- ・ チーム学校による児童生徒の学力の向上
- ・ 読解力及び発信力の向上
- ・ 個別最適な学びの実現・情報活用能力の育成
- ・ 読書活動の充実
- ・ 英語教育、国際理解教育の充実
- ・ 健康教育及び防災教育の充実
- ・ 教育政策研究チームによる先進的な教育施策の調査研究

<指標と目標値>

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
三次市学力到達度検査における全国平均との差	小5 : +7.4 中2 : ±0	小5 : +7.5 中2 : +3
「読んだ本の内容について、紹介したり話をしたりする」児童生徒の割合(県平均との差)	小5 : -4.5 中2 : -11.0	小5 : +3 中2 : ±0

(2)多様な居場所や学びの場の創出

全国的な傾向と同様に、本市でも不登校児童生徒の増加が課題となっています。全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりをめざすことが重要です。

いじめや暴力行為を許さない安全・安心な学校づくり、特別支援教育の充実による児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の充実に取り組みます。

不登校児童生徒については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することをめざし、個々のニーズに応じた相談・指導等を受ける場や機会の創出に取り組みます。

同様に、すべての児童生徒について、各個人の有する能力を伸ばしつつ、安心して過ごせる多様な居場所づくりや、地域全体で子どもたちを育む学びの場を創出します。

また、子どもの貧困や虐待などの支援に向けて、関係機関とも連携して子どもの SOS を把握し、プッシュ型支援につなげていきます。

<具体的施策>

- ・ 特別支援教育の充実
- ・ いじめ・不登校等の対策及び生徒指導の充実による安全・安心な居場所と学びの場づくり
- ・ 予防的支援を含めたセーフティネットの充実
- ・ 放課後児童クラブなどの子どもの居場所づくりの充実

<指標と目標値>

指 標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
児童・生徒における「自己肯定感」の割合	小 6 : 86.2% 中 3 : 78.9%	小 6 : 87% 中 3 : 80%

V. 三次市教育推進基本計画

(3)学校・家庭・地域等の連携協働

少子高齢化を背景に、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、地域と学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。

こうした中、新しい時代を生き抜く力の育成や、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携協働していく必要があることから、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進により、多様なつながりの場や体験活動を創造したり、家庭教育支援の充実につなげます。

また、小中9年間を貫く三次市独自のコア・カリキュラムを新たに開発し、実社会に即した課題解決型学習を導入します。

<具体的施策>

- ・小中9年間を貫く三次市独自のコア・カリキュラムの開発
- ・体験活動の充実
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進
- ・家庭教育支援の充実
- ・中学校部活動の地域移行の推進
- ・他地域・各種団体との交流など、多様なつながりの場・体験の創造
- ・学校と地域や関係機関等との双方向による情報発信と共有

<指標と目標値>

指 標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
授業で実際にものを使ってやってみたり、地域や自然の中で学習したりするなどの体験活動をしている児童・生徒の割合	小5：73.1% 中2：64.5%	小5：80% 中2：75%
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組により、学校と地域や保護者の相互理解が深まったと感じる学校の割合	小：60.0% 中：58.3%	小：65% 中：65%
児童・生徒における「地域貢献」への肯定的な回答率	小6：84.3% 中3：65.7%	小6：90% 中3：70%

(4)魅力ある教育環境の整備・充実

子どもが学校で安全・安心に過ごすことができ、個々の創造性や学ぶ力を引き出すために魅力ある教育環境の整備と子どもの育ちを支える取組が重要です。

老朽化が著しい小・中学校の建替えや長寿命化改修，設備の更新等を行うとともに，児童生徒一人ひとりに豊かな教育環境を保障する観点から，学校の規模及び配置の適正化を進めます。

さらに，学びの継続と発展・高度化という視点から，幼保・高校・大学等との連携・接続を図ったり，子どもと向き合う時間につなぐための，教職員の働き方改革を推進します。

また，子どもたちに安全・安心な給食を提供するため，食材に地元の農産物を活用する地産地消の推進や，さらなる食育の充実に取り組みます。

<具体的施策>

- ・児童生徒一人ひとりに最適化された学びを実現する小中学校の適正配置
- ・老朽化に対応するとともに効率的で効果的な学校施設整備
- ・幼保・高校・大学等との連携
- ・子どもと向き合う時間につなぐ教職員の働き方改革の推進
- ・学校給食における地産地消と食育の推進

<指標と目標値>

指 標	現状値	目標値 (令和 10 年度)
「学校の教育環境が充実している」と思う市民の割合	28.5% (令和 4 年度)	50%
働きがいを感じている教職員の平均値 (4 段階評価)	3.3 点 (令和 4 年度)	3.5 点
学校給食における農産物(米・麦・野菜・果物)に三次産を使用する割合 (金額ベース)(%)	36.6% (令和 5 年度)	50%

V. 三次市教育推進基本計画

(5)心の豊かさを育む文化芸術の振興

文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。

三次の豊かな文化資源や文化施設を積極的に有効活用し、良質な芸術鑑賞機会を提供することで、市民が歴史・文化・芸術に親しむ環境の充実を図ります。

また、中国地方の中心に立地する優位性を生かし、市外からの集客にも努め、文化芸術を通じた関係人口の拡大をめざします。

子どもたちにワークショップ等の体験を交えた芸術に触れる機会を増やすことで、芸術の普及活動を進めていきます。

<具体的施策>

- ・良質な芸術鑑賞機会の提供
- ・芸術・文化活動の発表の場の提供
- ・体験を交えた子ども向け芸術普及活動の推進

<指標と目標値>

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
過去1年間に芸術・文化を鑑賞・体験等をした市民の割合	—	25%
美術館の入館者数	70,472 人	74,000 人

(6)魅力あふれる歴史・伝統・文化の保存と活用

伝統・文化は、本市の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して伝承され発展してきた、“ふるさと三次”を語るうえでのアイデンティティ（他者や社会から認められているという感覚）につながるものです。

本市の豊かな地域資源を適切に保存し、市民が地域の歴史や伝統・文化を学び、活用することで、郷土への愛着と誇りの醸成に努めます。

本市が誇る歴史や文化財について、対象に合わせた分かりやすい情報発信に努め、デジタル技術の活用も視野にいた文化財の保護と活用を検討していきます。

歴史や伝統文化を学ぶことで、保存・継承につなげ、守る取組と「活かす取組」で、新たな価値の創造をめざします。

<具体的施策>

- ・ 分かりやすい歴史・文化財の情報発信
- ・ デジタル技術を活用した文化財の計画的保護と活用
- ・ 地域の歴史を学ぶ講座等の開催
- ・ 伝統・文化の継承と新たな価値の創造

<指標と目標値>

指 標	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 10 年度)
「地域の伝統文化を保存継承している」と思う市民の割合	39.4%	45%
「昔からあるお祭りなど地域の伝統が大切にされている」と思う中高生の割合	83.2%	現状維持

(7)生涯の学びを支える環境の充実

超スマート社会（Society 5.0）や人生100年時代の到来，社会経済のグローバル化において，一人ひとりが輝き続けるため，人生を再設計し，個々のライフスタイルに応じたキャリアの選択を行い，新たなステージで求められるスキルを身に付ける学習環境が求められます。

本市では，あらゆる世代が生涯を通じて学び続け，地域に貢献するなど，つながりの中で生きがいをもって暮らしていけるよう，学習機会に関する情報を広く発信し，学びの場として活用できるよう文化施設等の効率的かつ有効利用の促進など，生涯の学びを支える環境の充実を図ります。

また，多様な文化との相互交流や理解を深めていくため，国内外との積極的な連携・交流の促進に努めます。

<具体的施策>

- ・ 市内外の学びの場の情報集約と発信
- ・ 市民が集う図書館事業の推進
- ・ 効率的かつ有効な施設利用の促進
- ・ 国内外との積極的な連携・交流の促進

<指標と目標値>

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
一人あたりの図書貸出冊数 (図書貸出冊数/利用者)	48冊/人	54冊/人